

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和元年 9 月 18 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 35 分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2 番 神谷 直子、 3 番 杉浦 康憲、 7 番 長谷川広昌、  
9 番 柳沢 英希、 11 番 北川 広人、 13 番 今原ゆかり、  
15 番 内藤とし子、 16 番 倉田 利奈  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1 番 荒川 義孝、 4 番 神谷 利盛、 5 番 岡田 公作、  
6 番 柴田 耕一、 8 番 黒川 美克、 12 番 鈴木 勝彦、  
14 番 小嶋 克文  
市民 2 名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、総合政策 G L、秘書人事 G L、ICT 推進 G L、  
福祉部長、地域福祉 G L、地域福祉 G 主幹、介護障がい G L、  
福祉まるごと相談 G L、健康推進 G L、  
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、  
学校経営 G L、学校経営 G 主幹（鈴木、東條）

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (2) 議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- (3) 議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について
- (4) 議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について
- (7) 議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- (8) 議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (10) 議案第69号 事業契約の変更について
- (11) 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (12) 議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (13) 陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (14) 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (15) 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

- (16) 陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案12件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特別ございません。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

#### 《議 題》

- (1) 議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（16） 今回、期末手当が出るということになりますが、年収ベースで計算した場合、年収が下がる職員はいますか。特にこの初年度、期末手当が満額出ない場合、年収が下がってくる場合も出てくる可能性があるかと思いますが、どのようになるのでしょうか。

答（秘書人事） 期末手当が2.6月出るということなのですが、確かに採用1年目であると、6月の期末手当については期間率で減算されます。

ただ、年収ベースで考えた場合に、今いる臨時職員の方で、年収ベースで下がる人はいないと把握しております。

問（16） 現在雇用されている職員の方は、来年度の採用はどのような形になりますか。

答（秘書人事） 今、臨時職員でみえる方につきましても、原則今回、会計年度任用職員制度が始まる1年目につきましても、公募という形をとらせていただきます。

ただ実際、その公募したところでも新たな方というのは、なかなか応募されてこないだろうと考えておりますので、一応、選考という形にはなるんですが、今いる方を引き続き会計年度任用職員として採用してい

くという確率は、非常に高いだろうと考えております。

問（16） 今の答弁ですと、特に現在雇用されている職員に対しては、引き続き希望者は雇用するという、そういうことは考えていないということによろしいんですか。

答（秘書人事） 先ほど申しましたように、あくまでも公募という形で選考をさせていただきますので、必ずその雇用するという、それは断言はできないということでございますので、よろしくお願いいたします。

問（16） では、今後の試験の内容を教えてください。

答（秘書人事） 一応、今の予定ですと、12月2日から公募をスタートする予定でおります。それで、希望される方につきましては申込みのほうをしていただきまして、出てきた時点で部署によっても違いますが、書類選考もしくは面接により選考させていただくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（15） パートタイムの方たちの基本報酬とか地域手当などの報酬の計算方法っていうのは、どのようになってくるのかお示しいただきたいと思います。

答（秘書人事） 一応、パートタイム会計年度任用職員の方につきましては、給料表に基づく月額、これに地域手当も含めたその基本月額、それを162.75で割った額が時間単価ということになります。

問（15） それが時間給になってくるということは、そうすると1カ月は幾日分というのか、1カ月はどれぐらいの時間、何日分というふうで計算をされるんでしょうか。

答（秘書人事） この162.75というのは、1カ月当たり21日、これに7.75を掛けたもので出しておりますので、1カ月21日ということで換算をしております。

問（15） そうしましたら、その21日というのは、根拠はどういうふうなのか。条例で規定するのか、それも教えてください。

それから、通勤手当の費用弁償っていうか、計算方法も教えてください。まず、それだけお示してください。

答（秘書人事） まず、21日の算定の根拠につきましては、これにつきましては総務省のマニュアルにおきまして、21日として計算をしております。これは、国における通勤手当の通勤等相当額について、回数乗車券等の通勤21回分とされていることを踏まえたものであります。本市においてもこの通勤手当の運賃等相当額における回数乗車券等について、21回分と同様の規定をしておりますので、本市においてもこの21日という日にちを用いさせていただきます。

あと、通勤手当につきましては、これも正規職員に準じて計算をしていきます。ただ、1カ月の通勤回数が10回に満たない方、これについては、その正職の規定に基づいて計算した通勤手当の額を2分の1した額になります。

委員長 ほかに。

問（15） そうしましたら、任用職員に旅費規定が適用されるのかということと、特殊勤務手当っていうのがあると思うんですが、そういうのはどのように変わってくるのか。

それと、これから任用職員になった場合に、人事院勧告っていうのが出てくると思うんですが、そういうので変化するのでしょうか。その点をお示してください。

答（秘書人事） まず旅費につきましては、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、市の旅費の条例、これが適用されます。あと、パートタイム会計年度任用職員につきましては、あくまでも費用弁償という扱いになります。ただ、規定としては、旅費の条例の規定に準じて支給をする形になります。

それと特殊勤務手当につきましては、本市の場合、正規職員についても特殊勤務手当は一切ございませんので、会計年度任用職員についても特殊勤務手当はないものとしております。

それと、あと人事院勧告があった場合に会計年度任用職員はどうなるかということなんですが、基本、会計年度任用職員の給料表も、これ一般常勤職員の給料表をもとに作成をしておりますので、人事院勧告があれば、それに基づいて改正をしていくということですので、よろしくお

願います。

委員長 ほかに。

問（15） そうしたら、地域手当っていいですか、そういう報酬なんかはどのようになるのかということと、基礎の号給の月額、上に上げる予定はないのかということと。

それから、経過措置で令和2年の3月から3月31日に退職するっていう場合が出てくるかと思うんですが、そういう場合は、経験年数は加算できないのか、対象者はいないのか、その点お示してください。

答（秘書人事） まず、地域手当につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、パートタイム会計年度任用職員については時間単価を出すときに、基礎月額に6%を加算した額としておりますので、その分反映をしております。

それと、経験年数等の加算でございますが、これについては、例えば会計年度任用職員であっても、あくまでも1会計年度での任用でございますが、再度の任用はできます。その場合には、あくまでも経験年数を1号上げた形での、要は昇給と同じような効果を生じる形になります。

それと、令和2年3月31日で退職をされ、これは臨時職員をとということですかね。それで会計年度任用職員になった場合につきましては、市の職員として臨時職員であった分については、経験年数を加算をした形で令和2年4月1日に初任給決定をさせていただくという形になりますので、よろしく願います。

委員長 ほかに。

問（15） そうしましたら、時給が今1,050円の方で、会計年度任用職員に移行した場合に、会計年度任用職員最高額に移行するのかどうかということと、月給制っていうか、臨時職員が今現在いるのかどうか。

それから、会計年度任用職員に移行した場合に、そういう場合は月給になるのか時給になるのか。

それから、移行する場合に、非常勤特別職になるかと思うんですが、移行しない職の非常勤特別職と、移行しない職の違いはどのようなふうなのかお示してください。

答（秘書人事） まず、初めに申された1,050円という単価、これが、今の臨時職員のどの職種に当たるかというのがちょっとわかりませんので、一概にはそれは言えないんですが、原則、今の単価よりは上がっていく、一部の職種を除いては、単価が上がっていくという形になります。

それと今、月給で払っている臨時職員の方が会計年度任用職員になったときに月給のままなのかということなんですが、これは基本的に、時間給に変えていきたいと考えております。

それと、非常勤特別職から会計年度任用職員に移行する人と移行しない人の、この判断基準ということでございますが、これにつきましては、非常勤特別職につきましては、あくまでも地方公務員法第3条第3項第3号において、専門性を持って、学識経験とかそういった形の方で、あくまでも市に対して指導や助言をされる方、これは地方公務員法の第3条第3項第3号の今までどおりの非常勤特別職でいいんですが、それ以外の方については、会計年度任用職員に移行しなさいということでございます。

委員長 ほかに。

問（15） 条例に給与天引きっていいですか、そういうふうなことはされていくのか、互助会への加入はどういうふうになっていくか、規定されるのかどうか。

それから、非常勤の特別職から会計年度任用職員に移行する職員については、条件は一般行政職員と同じなのかどうか。

それから、再度の任用が最大5回までっていう規定なんですが、5年で昇給が満額に達しないっていう場合はどういうのがあるのかお示してください。

答（秘書人事） まず、給与天引きにつきましては条例の第28条で、会計年度任用職員の給与からの控除ということで、給与条例第2条第4項の規定は会計年度任用職員についても準用するというので、常勤職員の給与条例の天引きの規定をそのまま準用しますので、天引きがされるという形になります。

後、互助会につきましては、現状、常勤の職員、それと特別職、それ

と派遣職員を互助会条例上会員とする規定になっておりますので、今のところ会計年度任用職員について、互助会に加入していただく予定は考えておりません。

それと、非常勤特別職から会計年度任用職員に移行した方が一般行政職と同等かということでございますが、この一般行政職というのが常勤職員、正職のことということでございますか。そういうことでしたら、これは処遇ということであれば同等ではございません。それと5回までという再度の任用、実質、再度の任用は4回までで、5年目までという形になります。再度の任用によって5年目を迎えた方については、給料表に定める上限に達しますので、達しない人はおりません。  
委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
制定について

委員長 質疑を行います。

問 (16) こちらの制定されている職員というのは、具体的にどのような職員を想定しておりますでしょうか、教えてください。

答 (秘書人事) 任期付職員につきましては、想定するのは、今ですと自衛官OBの防災専門官、それと国税OBの徴収指導員、それと後、これはこの条例に基づくものではないんですが、地方公務員の育児休業法、これに基づくものとして保育士、教諭職ですとか、保健師が想定されます。それと特定任期付職員としては、弁護士などが想定をされます。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

### (3) 議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について

委員長 質疑を行います。

問 (16) 今回の会計年度任用職員制度の導入に伴い、制定する条例の概要4の会計年度任用職員への移行に伴う影響額の中で、雇用保険が令和2年の予算見込額が減額となっているのはなぜでしょうか。お願いいたします。

答 (秘書人事) 先ほど申しました、一部任期付職員に移行するという事で、そうなってくると退職手当の対象になってまいりますので、退職手当の対象になる場合は、雇用保険に加入しないということになりますので減額になっております。

委員長 ほかに。

問 (16) 第9条の会計年度任用職員の勤務時間についてですが、規則で定める基準によることとなっておりますが、どのようになりますでしょうか。特に、現在働いている方が会計年度任用職員に移行された場合、勤務時間が変わる方がみえるかどうかというところをお願いいたします。

答 (秘書人事) 勤務時間等については規則で定めるということですので、そこで年次休暇とか特別休暇を定めてまいります。勤務時間として変わる職員というのは、当然出てまいります。

問 (16) ふえるのか減るのか、ちょっと法律がここ、ちょっとややこしくなっちゃうんですけれども、労働条件の変更ということになりますので、本人の了解を得るのか得ないのか、もしくはもう得たのかどうか、そのあたりもお願いいたします。

答 (秘書人事) 一応、ふえる方も中にはいるのではないかなと思って

います。というのは、当然、今まで扶養の範囲内で働いてきた方も中には若干おみえになります。今回そういった期末手当とか賃金の単価が上がっていくことによって、もし超えてしまうようであれば、いっそのこと超えてしまおうというような方も中にはみえるのかなと思っております。

逆に今、一般事務でフルタイムでみえる方とかについては、職の整理をした中で、フルタイムで置く必要はないだろうというようなところもありましたので、そういった方については若干、勤務時間が下がってまいります。

あと、説明については、現在みえる臨時職員の方については、今後説明をしていく形になります。ただ、先ほども申しましたように、1回これはリセットされるものでして、公募により雇用させていただく形になります。ただ、現状、今みえる方たちのそういった状況も踏まえながら公募をしていくという形になりますので、よろしく願いいたします。

問（16） ちょっと、フルタイムの方が今みえるっていうことでしょうか、今のお話ですと。

答（秘書人事） 今、フルタイムでみえるのは事務職で数名、それと保育士、教諭職で数名、保健師で1名、それと防災専門官がフルタイムという形になっております。

問（16） 今のフルタイムの方々は、フルタイムじゃなくてパートタイムにする予定っていうことでしょうか、先ほどの答弁ですと。

答（秘書人事） 事務職については、パートタイムという形になります。保育士、教諭職につきましては、先ほど言いましたように、その方たちがどう希望されるかというのもあるんですが、任期付職員への切りかえでフルタイムという選択肢もありますし、会計年度任用職員ということであれば、ここはパートタイムという形になってまいります。

問（16） 今のお話ですと、事務職の方がフルタイムからパートタイムになるということなんですけれども、やはりこの休暇を見ると、すごくパートタイムとフルタイムだと、条件があまりにもちょっと違うのかなということで、引き続きフルタイムを希望しても、それはかなわないと

いうことでしょうか、今のお答えだと。

答（秘書人事） 会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムで比べれば、これは、休暇については遜色ないということになります。ただ、その任期付職員と会計年度任用職員を比べると、たしかに任期付職員については、これは正職と同じ休暇、特別休暇とかになりますので、そこは差が出てまいります。

ただこれは、あくまでも任期付職員というのは本格的業務、要は、正職と遜色ない職務内容であったり、責任の度合いとかそういうものが与えられると。ただ、会計年度任用職員については、そこは正職よりも低い責任等でございますので、それは、制度上そうなっているということですので、よろしく願いいたします。

問（15） 今の関係ですが、議案第62号の第3条の関係で、いろんな市税徴収員から公民館長、介護相談員、非常勤特別職から除くこととされているんですが、この方たちは、この会計年度任用職員にはなれないというか、ならないという理解でいいんですか。

答（秘書人事） 今回、非常勤特別職から削る方たちの中では、一部の方を除いてはあくまでも会計年度任用職員に全て移行するというふうになりますので、よろしく願いいたします。

問（15） 一部の方を除いてっていうのがちょっと理解しにくいんですが、そののところをもう少し詳しく教えてください。

答（秘書人事） 具体的には、公民館長と介護相談員以外の職については、会計年度任用職員に移行いたします。

問（15） 市税徴収員から家庭児童相談員からずっとこうあるわけですが、この方たちは除くこととするというふうになっていますが、今のお話ですと公民館長と介護相談員を除くことのように聞こえるんですが、このほかの方たちは、どのようになるんでしょうか。

答（秘書人事） 今現在、ここから除かれる非常勤特別職が市税徴収員、家庭児童相談員、母子父子自立支援員、介護認定調査員、老人専門相談員、高齢者権利擁護専門員、子ども健全育成支援員、生徒指導相談員、この方たちについては、会計年度任用職員に移行いたします。

この非常勤特別職から除く、それ以外の公民館長と介護相談員については会計年度任用職員ではなくて、例えば、公民館長であれば指定管理者のほうで任用していただくような形になります。介護相談員については、これは担当グループのほうとも今後協議していきませんが、委託といった形に切りかえていくことになろうかと、そのように考えております。

問（15） そうしましたら、市税徴収員、家庭児童相談員、生徒指導相談員までは移行するというのであれば、移行するというふうに。別にここで明記しなきゃいけないと思うんですが、全部一緒に特別職から除くこととするとなっているのは、何でなのでしょう。

答（秘書人事） この条例は、あくまでも非常勤特別職の条例でございますので、そこからは除かれるということでございます。家庭児童相談員等については、会計年度任用職員に切りかわってまいりますので、例えば第60号の条例の別表第1、ごらんいただきますと2の項目の職種のところ、家庭児童相談員その他のフルタイム会計年度任用職員で、市長が規則で定めるものというような形で、家庭児童相談員をここで列記しまして、それ以外のものについては、会計年度任用職員の規則のほうで定めていますということになりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進  
に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(9) 今回の条例改正で支給限度額が引き上げられるんですけども、サービス利用できる月額も上がるわけですけども、この引き上げに至った経緯を教えてくださいのと、在宅サービスの利用者がどのぐらい見込めるのかということと、みえるのかということと、今回の要介護度別の区分支給限度額の引き上げが、額が全国同額なのかと、また、介護報酬単価が上がるということで、介護保険計画への影響があるのかなのか教えてください。

答(介護障がい) いくつか質問をいただきました。まず、引き上げに至った経緯でございますが、本年10月1日より介護報酬が改正されまして、報酬の引き上げが行われます。報酬の増額によりまして、これまでサービスを利用している方が引き続き同様なサービスを受けられるよう、支給限度額の引き上げを行うものでございます。

次に、在宅サービスの利用者はどれぐらいいるのかというふうな御質問だったと思います。要介護1から要介護5までの居宅介護サービス利用者及び地域密着型居宅サービス利用者は838名おみえになります。

あと、引き上げ額は全国同額ですかという御質問ですけども、国の告示により改正が行われることから、区分支給限度額の引き上げ幅は全国一律でございます。

次に、計画への影響でございますが、平成30年度から3年間の第7期の介護保険事業計画では、今回の介護報酬の上昇分を見込み済みでございます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (15) これ、議案第65号、67号、後で出てくる68号、今出てきた66号と後で出てくる67号、消費税10%に伴う父母負担の3歳から5歳までの幼稚園授業料や保育園の保育料などが無償になる関係だと思んですが、この特定教育・保育施設、高浜市では、いくつ園としてあるのか。それから、それはどのように影響があるのかお示してください。

答 (こども育成) ただいまの特定教育・保育施設の数と、その影響というところでございますけれども、まず高浜市内には特定教育・保育施設として公立幼稚園が現在3園、公立保育園が1園、民間の保育園が7園、あと、民間の認定こども園が2園ございまして、いわゆる特定教育・保育施設と呼ばれる形になりますのは、今合わせた13施設という形になります。参考までに、高浜市内であります高浜ひかり幼稚園は、こちらは特定教育・保育施設、いわゆる子ども子育て支援法の制度に移行

していない園となりますので、こちらは対象外となってきます。

今回の無償化におきまして、高浜市内の施設でいきますと、今の施設、ひかり幼稚園も含めて3歳以上児は基本的に無償という形で、未満児がおる世帯につきましては、住民税非課税世帯は無償という形になってきます。

追加で、特定地域型保育事業っていうのもあります。そちらは、高浜市内でいきますと家庭的保育が5カ所、小規模保育が1カ所という形になっていきます。そちらについては、いずれも未満児の受け入れをする園でございますので、無償化の対象というのは、先ほど申しました住民税が非課税の世帯が、無償化の対象という形になってまいります。以上です。

問（15） 未満児の方でも途中で3歳になるわけですが、例えば10月に誕生日がきて3歳になったっていう方は、関係ないということの理解でいいのかどうかということと、それから、この無償化になった場合に、園で今までやっていた事務量がどのように変わってくるのかお示しいただきたいと思います。

答（こども育成） まず、年齢の切りかわりでございますけれども、いわゆる特定教育・保育施設の中でいきますと、年度の切りかわりが無償の対象になってきますので、あくまでも今の3歳児、4歳児、5歳児のところで行くと、3歳児のところになった時点で、いわゆる無償化の対象になってくると。ですので、4月1日の切りかわりのときということになります。

事務量についてですけれども、いわゆる特定教育・保育施設の部分でいきますと、今までも、例えば口座の引き落としですとかそういうものは金額が変わるだけで、無償化になって何か事務がふえるっていう想定は、今のところないというふうに思っております。

問（15） そうしますと、今回、保育料については無償化になるんですが、かわりにと言ってはおかしいんですが、副食費のほうは、これからも引き続き園のほうで徴収するということがあるんですが、その中でも副食費については、徴収しない方と徴収する方と出てくると思うんです

が、そういう場合の手続は、どのようになってくるのでしょうか。

答（こども育成） 委員おっしゃられますように、副食費については保育料の引き落としがなくなるかわりに、副食費の保護者からの引き落としというのが発生してまいります。その対象となる方は、今までどおり口座引き落としをやるんですけれども、ある一定の所得以下の方につきましては免除となりますので、そちらについては、こちらで対応の上、免除という形でありますので、特に保護者の方に何かお手数料をかけるとか、そういうことはない予定であります。

委員長 ほかにありますか。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

（8）議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 議案第68号について、放課後児童支援員の認定をとるための資格研修というのが指定都市の長に拡大されたということなんですが、

指定都市っていうのは、高浜でいうと高浜市長ということでもいいのかどうか。けれども、保母さんとか学校教諭みたいな資格を取るということになるのと非常に大変なんですけど、そういう点では、そういう指定都市の長が行う研修を終わればいいということ、終わればいいという条件が加えられるということなんですけど、その点、ちょっとお示してください。

答（こども育成） まず、この指定都市というところですけども、今までこの都道府県知事、いわゆる愛知県でいきますと、愛知県が行う講習というものに加えまして指定都市、例えばここら辺でいきますと名古屋市ですとか、そういったところが、いわゆる指定都市が行う講習を受けた方でも対象となりますよ、というところが今回の条例の改正でございます。

その中で、では、どういう方がこの支援員、支援員になっていくための要件というところでございますけれども、先ほど委員申されましたように、まず、この支援員、放課後児童支援員になるっていうところでございますと、例えば保育士だったり、社会福祉士であったり、また、例えば高卒で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があるですとか、そういったもろもろの要件、10個ほどあるんですけども、その要件を満たした方が、まず子育て支援員になるための資格を有していると。

その中で、この放課後児童健全育成事業で働く上では、この修了講習を受けてくださいよというのがあります。この修了講習っていうのが、今、愛知県で行われているやつですと24時間の研修を受けるということで、6時間を4日間でやるような日程で行われているというところで、高浜市内の児童クラブで働いている方々も、皆さん、こういった講習を受けていただいているというところでございます。

委員長 ほかに。

問（15） 名古屋市の市長がオッケーという話が出ましたが、愛知県でいうと名古屋市だけなのでしょうか。お示してください。

答（こども育成） 指定都市ということなので、そういうことになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第69号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問 (7) 消費税率の改定に伴い事業契約を変更するということで、参考資料の14ページで変更増の額が1,147万8,120円とあるんですけれども、ここの消費税の対象となっている経費を教えてください。

答 (学校経営) 消費税の対象となっている経費ということでございますが、維持管理費及びSPCの運営等に係るその他費用というのが対象となっております。

問 (7) その、それぞれの金額、内訳を教えてください。

答 (学校経営) 維持管理費については、本年10月から令和16年3月までの総額3億8,066万円余に対する消費税2%アップ分で、761万3,232円、その他費用分としても同じく、本年10月から令和16年3月までの総額1億9,324万円余に対する消費税2%アップ分で、386万4,888円ということでございます。

問 (7) 今聞いていると、建設分については出ていないようですけれども、建設分の取り扱いってというのは、どのようになっているんでしょうか。

答 (学校経営) 消費税法の経過措置として、本年3月31日までに締結した工事にかかる契約については、10月以降に工事が完成したとしても、旧税率の8%が適用されるということになっております。したがって2期工事、3期工事とも建設にかかる消費税は8%ということになります。

ただし、本年4月以降に建設にかかる追加工事等の設計変更が生じた場合につきましては、その変更分については10%が適用されるということになってございますので、今回は建設にかかる消費税は含まれていないということでございます。

問（7） 最後に、今後、事業契約の変更として今の時点で何か見込まれるものがあるのであれば、教えてください。

答（学校経営） 事業契約の変更につきましては、2期工事分にかかわるものについて申し上げますと、まず、物価の変動による増減ということが考えられます。及び竣工時の金利の確定に伴う変更、また、全員協議会等々で御報告しておりますけれども、2期工事の地中埋設物の処理につきましては、工期ごとにまとめて変更議決をお願いしてまいりたいと。さらに御承知のとおり、アスベストの処理により2期工事の竣工時期が遅れる見込みとなっておりますので、工期の変更等についての変更議案というものを提示させていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

（11） 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について

委員長 質疑を行います。

問（16） 2款総務費、1項総務費管理費、12目の企画費について、市制50周年の記念事業についてなんですが、ちょっとこれの補正予算分の内容について教えていただきたいということが1点と、もう1点は、当初予算で計上がなぜできなかったかっていうところ、お願いいたします。

答（秘書人事） この市制50周年の記念事業でございますが、10月にプ

イベントの実施を予定をしておりまして、それにかかる司会の方への謝礼ですとか、内容的にじゃんけん大会を予定しておりますが、これについての参加賞代とか賞品とか、そういったものに使う費用として予定をしております。

それと、当初で計上できなかった理由なんですが、これについては、職員プロジェクトの中で今年度に入ってから、来年度の50周年を盛り上げていこうという中で、イベントを実施していこうということが7月ぐらいに決定してまいりましたので、今回、9月補正で計上させていただきますというところでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 3款2項2目20節の子育てのための施設等利用給付事業なんですけれども、どういう施設なのか、また事業内容を教えてください。

答（こども育成） ただいま、補正の59ページの子育て支援施設など利用給付費というところでございますけれども、こちらはこのたびの無償化に伴うものでございまして、対象となる事業といいますのは、ここの中でいきますと、例えば認可外保育施設ですとか、一時預かりですとか、保育が必要なために使う病後児保育ですとか、ファミリーサポート事業ですとか、そういったものが対象となってまいります。

委員長 ほかに。

問（3） 同じく補正予算書の56、57ページですか、3款2項2目の保育サービス費について教えてください。これ一連の、先ほどからのことと同じですが、2目に、保育サービス費の5,166万5,000円の増額というのは無償化に対することだと思いたしますが、一般財源を見ると4,185万4,000円の減額となっております。これ、本来市の負担というのがふえるかとも思うんですが、こちらが減っているっていうのはどういうことなのかお聞かせください。

答（こども育成） 今回の補正予算の中で一般財源が減っている要因というところでございますけれども、まず大きな要因としましては、民間保育園の運用によるものとなりますけれども、その詳細を説明させていただきますと、今回の無償化におきましては、民間保育園では保護者が

負担していた利用料を、かわりに国、県、市が負担することとなりますので、本来では、その市の負担部分というのは増加することが見込まれるものでございますけれども、民間保育園の中では、国が設定する運営費を意味しますいわゆる公定価格というものに対しまして、これまで、市は独自費用で対応していた、いわゆる保育料軽減分というところがあるんですけれども、そちらを同様に、無償化に際しまして国、県、市の規定割合で負担するということが出てきますので、そこで負担していただく国・県負担分というのが、いわゆる市の負担減少分につながるというところがございます。

今回、補正予算を計上するに当たりまして試算した結果でいきますと、市の負担する、減少する項目というものが増加する要素を上回りますので、結果としては一般財源が減少したというところがございます。それでいきますと、62、63ページでは、10款4項1目では、こちら、幼稚園の部分であるんですけれども、こちらは、一般財源は2,382万1,000円の増というふうになっておりまして、トータルの差し引きとして減額となっているというところがございます。以上です。

問（3） 報道等によると、大変増額になる市もあると聞いていますが、高浜市においては民間園が多いということで、減額になるということで、ちょっと安心しました。

その中で、利用者の方が、保育料が無償化になると思いますが、先ほど来、副食費、副食代の話も出ていますけれども、4,500円というのが実費負担になると聞いています。そういった無償化になる部分とその実費負担分の差額で、利用者の方が、負担が多くなる方っていうのがみえるのかどうか教えてください。

答（こども育成） 今回の無償化に際しまして、保育料が無償化になる分、副食費は実費徴収となりますので、そちらがこれまでの保育料と比較して逆転することはないかという趣旨の質問だと思えますけれども、こちらにつきましては、国のほうでも住民税、所得割が規定の額以下の場合には副食費を免除とする配慮というものがなされておりまして、そちらを当てはめていく中で、高浜市の保育料表に当てはめていきましたと

きには、利用者負担が逆転するという現象はないというふうになっております。以上です。

問（3） もう1点。では、最後確認なんですけど、こちらにも書いてありますけれども、家庭的保育とか、みどり学園の母子通園事業というのも無償化の対象になるのかというのを教えていただければと思います。

答（こども育成） 無償化の対象の範囲というところがございますけれども、家庭的保育につきましては、先ほど申しましたように未満児を受け入れる施設というところで、住民税非課税の世帯であれば対象になってくるというところがございます。みどり学園につきましては、母子通園施設というところで、いわゆる今回の国の設定の中の対象には入ってこない施設というところで、こちらについては、これまでと変わらない扱いとなっております。以上です。

委員長 ほかに。

問（15） 先ほど、59ページですが、子育て支援施設等利用給付費の635万1,000円のところで答弁ありました、認可外保育とか、一時保育とかいろいろあるんですが、認可外保育っていうのは、どういうのがありましたか、教えてください。

答（こども育成） いわゆるその言葉どおり、認可外の施設というところになってきます。高浜市内でいきますと、これも認可外でも届け出対象、届け出対象外という区分もいろいろあるんですけれども、ヤクルトさんの事業所内保育的な、ヤクルトの従業員さんのお子さんを預かる事業っていうところが、いわゆる認可外保育施設という形になってきますので、こちらにも内情を調査しますと、今は未満児しかいないという話になりますので、こちらにも先ほどの住民税の非課税世帯っていうお子さんがいらっしゃる方がいれば、無償化の対象の範疇になってくるというところがございます。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時1分

再開 午前11時8分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

問（15） 今、聞いていますと、市の負担は、無償化になって、これまでよりも軽くなるというようなお話でした。そうであるならば、食育などの面からも、ほかの市でもやっているように副食の助成をするべきだと思いますが、その点では、どのように考えてみえるのでしょうか。

答（こども育成） 副食代につきましては、これまで、この保育料の中に入れて収めていただいていた部分が切り出されたというところで、この無償化に際しまして、その部分を、また副食代を無償化にするという考えは持ち合わせておりません。

委員長 ほかに。

問（7） 10款6項1目、63ページの健康診断委託料なんですけど、総括質疑のほうでもちょっと質問があったと思うんですが、その中で、長時間勤務80時間以上の方と、校長先生の指定する方っていうことだったと思うんですけど、これがそれぞれ何名分予算計上されているのか、教えてください。

答（学校経営 主幹） 各校に該当者がどれぐらい出そうかということで調査をいたしまして、61名程度で考えております。

問（7） それは61名は勤務時間が80時間以上の方ということですよね。校長先生の指定する方はいらっしゃるっていうことで、よかったのでしょうか。

答（学校経営 主幹） 面接指導の条件であります。在校時間が80時間を超える教職員で、そのうちで面接指導を希望する職員、これが一つの条件であります。もう一つが、80時間を超えておって、本人は希望しなくても、校長先生が見て、一回行ってきたほうがいいなという状況の者がおれば行っていただくというその二つで設定をしております。

その調査につきましては、過去その二つの条件をあわせて、人数を上げていただいておりますので、ちょっとその内訳までは、今は、把握できていない状況であります。

問（7） 最高、長時間勤務何時間の方がいらっしゃるんですかね。

答（学校経営 主幹） 年によっても年度によっても、おおよそ、多い方については、150程度の方がおったというふうに記憶をしております。

問（7） 働き方改革ということで労働時間のほう減らしていくとか、あと、教師の方、忙しいと思うんですけど、体調管理、心のケアとしっかりみていかないといけないと思うんですけど、その辺の対策を教えてください。

答（学校経営 主幹） 学校の中で、健康に心配のある職員、管理職を中心によく見て、声をかけ合って今やっている状況であります。なお、長時間労働を防止するというようなことについて、学校行事の検討、見直し、時期の検討等を進めております。そのほかにも、会議の時間を1時間と設定して実施をすること。あるいは2回に分けて実施をしていた会議を、抱き合わせて、1回で行っていくというようなことも、取り組んでおります。そのほかにも、夏休み中に学校閉校日を設定するというようなことも取り組んでおりますし、夜間の留守番電話の活用というようなところも、進めながら、先生方の様子に気をつけてやってまいりたいと考えております。なお、先ほど人数を申し上げましたが、延べ人数ということで計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

問（7） 先生、本当に大変だと思うんですけど、健康管理をしっかりとさせていただいて、先生が本当に、生徒たちをしっかりと教えていけるように、しっかりと教育委員会としても管理するようによろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打ち切ります。

(13) 陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（3） それでは市政クラブを代表して賛成の立場で意見をさせていただきます。定数改善ということの陳情であります。少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し実施することとあります。義務教育の成否というものは、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うことが非常に大きいと考えます。今、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、新学習指導要領の完全実施への移行や、いじめ、不登校、外国籍児童生徒の増加など、子供たちを取り巻く教育環境は、多くの課題を抱えています。働き方改革により、教職員の業務改善も進めているところですが、教育の質の確保は必要であり、教職員の多忙化解消についても課題が残ります。一人ひとりの子供たちと向き合う時間を十分に確保し、子供たちにきめ細やかな指導するためには、定数改善計画の早期策定実施が必要であると考えます。今後、さらなる35人以下の学級編制が法制度化されることにより、学校も新たな教育課題に対応できると思いますのでこの陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（13） 私もこの陳情には賛成をさせていただきます。

少人数学級は子供と正面から向き合える、また、きめ細かな対応ができます。また、陳情趣旨にもありますように、機会均等に一定水準の教育を受けられることはとても重要なことですので、この陳情には賛成をさせていただきます。

意（7） 少人数学級の推進や計画的な定数改善については、早期に実施していただきたいと考えるとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充についても、ごもっともなことだと考えますので、本陳情には賛成でございます。

意（15） 全国どこに住んでても、機会均等に一定水準の教育を受けられるっていうのは、憲法上の要請です。しかし、三位一体改革によって国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げられたままですし、自治体の財政は圧迫されたままになっています。ですから、義務教育費の国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1に復元することは、国が果たさなければならない大きな責任だと考えます。以上の理由で賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号の意見を終了いたします。

（14）陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める  
陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） 陳情11号につきまして市政クラブを代表しまして、趣旨採択で意見を述べさせていただきます。教育の一環、一翼ということで、私立というのも大事な存在だなど考えられるんですけども、公立と私立と、やっぱり学習環境そしてまた学校の設備も同じかといえ、やっぱり同

じではないということを考えますので、国の財政状況もありますので、陳情内容の理解はできますけども、まずは学校法人のほうでしっかりといろいろと精査していただく部分が多いのかなと思いますので、趣旨採択とさせていただきます。

意（13） この陳情には賛成をさせていただきます。私立高校に子供を通わせる保護者としまして、就学支援金の給付制度は大変ありがたい制度です。しかし、所得の中間層において学費の大きな負担が残っており、保護者負担の公私格差の是正は解決に至っていません。継続的に、私学助成の拡充をしていただけるよう要望いたします。よってこの陳情には賛成をさせていただきます。

意（7） 私立高校は公立高校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っております。また、さまざまな特色のある教育活動を行い、質、量、ともに、学校教育の中でも重要な役割を果たしていると考えます。一方で公立高校との間においては、学費に代表されるように公私間格差が、教育の機会均等を損なっているという現実もあると思います。よって本陳情の趣旨は理解できるので趣旨採択とさせていただきます。

意（15） 陳情11号には私も賛成いたします。初年度納付金が愛知県の私立高校の平均で約65万円学費を負担しなければならない私立高校では、公立高校では年間12万円の学費で通うことができると。また年収910万以下は無償化されていると。学費負担の差が随分大きくて、学費の心配をせずに、私学を自由に選ぶこともできないわけです。私学も公立と同じ公教育ですので、学費の公私格差是正、教育の公平、全ての子供と父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は喫緊の課題です。この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を

終了いたします。

(15) 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(9) 12号ですけど、こちらも市政クラブを代表しまして、趣旨採択でお願いいたします。理由としましては先ほどの11号でも述べましたけども、賛成されてる方もおりますけども、実際、学校の状況も見ていただきたいなど。公立と私立とどのくらい差があるのか。そういったところも含めて、抜本的に公立もそうですし、私立のほうもいろいろ考える部分があるのかなと思いますので、助成、助成という話だけではなく抜本的に変えることを考えていく必要もあると思いますので、趣旨採択でお願いします。

意(13) 先ほどと同じように、保護者への経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、この陳情にも賛成をさせていただきます。

意(7) 学費の公私間格差が学校選択の障害となって教育の機会均等を損なっていることも現実的にある一方で、愛知県においては、学費等教育条件の公私間是正と父母の負担軽減を目的として、各種助成措置を講じているところだと聞いております。よって、本陳情の趣旨には理解できますので、趣旨採択とさせていただきます。

意(15) 陳情第12号、愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っています。私学も公立と同じ公教育の場として重要な役割を果たしています。愛知県では年収350万円未満の授業料無償化は実現していますが、所得の中間層においては、学費の大きな負担が残っており、その結果、私学入学者の多くは、不本意入学となって、愛知の公私両輪体制は極めていびつな状態になっていると思います。私学助成の充実は、愛知県の最重点施策であって、教育に公平を、私学の無償には全ての子供と父母にとって切実な課題ですという、この陳情は賛成をいたします。

委員長 ほかに。

## 意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

- (16) 陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(9) 陳情13号ですけれども、こちらの陳情に関しまして市政クラブとしましても反対という意見を述べさせていただきます。毎年、この陳情も上がってくるんですけれども、高浜市も所得制限はあっても、年額2万4,000円という補助額を出しております。碧南市さんだとか近隣の西三河の中でも非常に手厚い補助額になっていますので、高浜市の情勢も見まして、これ以上というのは考えられないかなと思いますので、反対とさせていただきます。

意(13) 高浜市の場合は、所得の制限はありますけれども、既に授業料の助成については、実施をされております。しかしながらこの趣旨につきましても理解できますので、趣旨採択とさせていただきます。

意(7) 国、県ともに自治体においても、将来を担う子供たちのために父母の負担軽減と教育条件の公私格差を少しでも、是正していくということは必要だと考えます。ただし、他市が私学助成を廃止する中で、本市は、所得に合わせ2万4,000円、1万2,000円と助成されており、これは県内トップクラスでございます。助成について、所得制限を設けるか、もしくは所得制限なしの一律額にするという、議論の余地はあるかと思いますが、現状維持が妥当だと考えます。よってこの陳情は反対です。意(15) 共産党としては陳情第13号は賛成いたします。県下各市町村の助成は何十年にもわたる父母や市民の血のにじむような働きかけ

があって、それに共感した当局などの尽力により、国や県の私学助成を補うものとして、独自に実現されてきました。全ての子供が親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくして、教育の公平を図ることは、これから高校選択を考える全ての子供たちとその父母、そして地域を支える市民にとって切実な願いですから、この陳情、大変よく理解できますので、賛成いたします。  
委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号についての意見を終了いたします。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。  
なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (2) 議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

挙手多数により原案可決

(5) 議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(6) 議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について

挙手多数により原案可決

(7) 議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

挙手多数により原案可決

- (8) 議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (9) 議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第69号 事業契約の変更について

挙手多数により原案可決

- (11) 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手多数により原案可決

- (12) 議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

委員長 陳情第11号から陳情第13号までについて、趣旨採択との御意見

がありましたので、裁決に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく申し上げます。

- (13) 陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

- (14) 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

- (15) 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

- (16) 陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時35分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長